

平成20年（2008年）第1回
沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
2月定例会会議録

2月13日（火）

午前10時00分 開会

午後 4時10分 閉会

平成20年2月13日（水曜日）午前10時00分開議

○出席議員

1番、上門孝子議員	2番、下地秀一議員
	4番、座波一議員
	6番、島勝政議員
7番、宮城寛諄議員	8番、湧川朝涉議員
9番、豊見城玄淳議員	10番、前田善輝議員
	12番、中村勇議員
13番、花城貞光議員	14番、比嘉敦子議員
15番、永山盛廣議員	16番、上江洲盛元議員
17番、金城吉夫議員	18番、東寛治議員
19番、金城利光議員	20番、宮城博議員
21番、宮平秀保議員	22番、富春治議員
23番、島袋権勇議員	24番、賀数武治議員
25番又吉正信議長	

○欠席議員

3番、与那嶺誠議員 5番、金城信光議員 11番、伊礼政吉議員

○説明のため出席した者

広域連合長	知念 恒男				
副広域連合長	西平 賀雄				
副広域連合長	儀武 剛				
事務局長	榊原 毅				
総務課	課長 香村 一夫	副主幹 殿内 一	主事 新垣 睦美		
管理課	課長 具志堅 興淳	主幹 上地 邦子			
事業課	課長 安里 茂治	副主幹 城間 智江子	副主幹 仲間 常子		
会計室	室長 島袋 朝以	副主幹 渡久地 政人			

○職務のため出席した者

書 記	仲地 紀男
書 記	比嘉 和也
	知念 さおり

平成20年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 沖縄県後期高齢者医療広域連合長あいさつ
- 第4 議案第1号 沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
- 第5 議案第2号 平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
- 第6 議案第3号 沖縄県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 第7 議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第5号 沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金条例の制定について
- 第9 議案第6号 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第7号 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第8号 平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第12 議案第9号 平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について
- 第13 議案第10号 沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
- 追加日程1 議案第11号 沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 第14 一般質問 2人
- 第15 議員派遣の件について
- 第16 閉会中の継続審査の件について

(午前10時 開会)

○議長(又吉正信)

これより、平成20年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(又吉正信)

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(又吉正信)

この際、諸般の報告をいたします。

与那嶺誠議員、金城信光議員から本日は欠席する旨の届出がありました。

議案の訂正について、文書で提出されておりますので、議長で許可し、お手元に配付しております。

沖縄県後期高齢者医療広域連合代表監査委員より、例月出納検査の結果がお手元に配付されております。

次に、平成19年11月30日をもって、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、粟国村、南大東村、北大東村、久米島町の選挙区から選出された上江洲盛元議員が任期満了となり、同選挙区から宮里洋一議員が当選をされました。

また、平成19年12月12日付で、豊見城市区選出の金城吉夫議員から辞職願が提出されましたので、同日受理し、辞職許可通知を行いました。

豊見城市選挙区から知念善信議員が当選されました。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、宮里洋一議員を16番に、知念善信議員を17番に指定します。

その他の報告については、お手元に配付してあります文書により、ご了承願いたいと思います。

○議長(又吉正信)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録指名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において湧川朝涉議員と豊見城玄淳議員を指名いたします。

○議長(又吉正信)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日2月13日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2月13日の1日間と決定いたしました。

○議長(又吉正信)

日程第3、沖縄県後期高齢者医療広域連合長の挨拶をいただきたいと思います。

知念恒男連合長にご挨拶をお願いいたします。

○連合長(知念恒男)

おはようございます。

平成20年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開催するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご存知のとおり、平成19年度から準備してまいりました高齢者の医療の確保に関する法律が、新たな医療制度として、平成20年4月から施行されることとなりました。

制度の施行にあたって、当医療広域連合は、市町村及び関係機関との連携をもってその運営にあたり、

後期高齢者の方々の医療の確保を図り、併せて健康保険増進のための事業をしっかりと推進してまいります。

本議会に、沖縄県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例案等10件の議案を上程しております。医療制度の円滑な運営に資するために提案した各議案についてご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(又吉正信)

日程第4、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

○議長(又吉正信)

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について。

地方自治法241条第1項の規定により、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額等のために交付される交付金を積み立てるための基金を設置する必要がある。

これが、この条例を提出する理由でございます。

詳細については、事務局から説明をさせます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

議案第1号につきまして、補足して私のほうからご説明申し上げます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合医療制度臨時特例基金条例でございます。

昨年末に国のほうで、被扶養者であった方については半年間保険料を徴収しない、残り半年間は1割のみ徴収するというところで、それに要する費用は全額国費で負担するということが決まりました。

これを実施するために国のほうから各広域連合で基金を設けるように指示がございまして、それを受けて設けるものでございます。

具体的な中身は3ページのほうでございますが、

第1条 設置の目的

第2条 基金の額

第3条 管理

第4条 運用益の処理

第5条 繰替運用

第6条 処分、というところでございますが、処分できる場合として、後期高齢者医療の法律第99条2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額の財源に充てる場合、そして2項のほうでございますが、被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費に充てる場合、こういった場合に使うことができるのだということとされております。

そして、附則の2条のほうですが、この条例は22年3月31日限り、その効力を失うということで、2年間の限定的な基金であるということを示させていただいております。

よろしくご審議願いたいと思います。

○議長(又吉正信)

これより、本案に対する質疑に入ります。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

被扶養者がこれまで国保の場合、保険料を払っていない。後期高齢になりますと、保険料を払うということで、この激変に対する国民の声がいろいろあって、プロジェクトチームが提案をして半年間免除。それから半年間は1割負担、残り1年間は半額というふうなそれに対する措置だと思うんですけども、この激変措置ということで、この6億円を国が負担するという事なんですけれども、この激変というのは、22年3月31日限りである。つまり、22年のその後に後期高齢医療制度に入る被扶養者の皆さん方には、激変は起こらないというふうに見ていらっしゃるのか、被扶養者の方々は、74歳までは国保に入っていて、75歳から後期高齢に移っていくわけですけども、22年以降もこういう激変は起こる。これまで払っていないのを払うということが起こるわけですけども、それに対しての処置というのがなされていない。要するに附則のほうで、そこで打ち切りになっているという、そのへんをどういうふうに説明なさるのでしょうか。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

22年の後も、被扶養者であった方が新しく後期高齢のほうの被保険者になった場合に、その段階で通常であれば全額いただくべきところを、半分の5割軽減しますという措置は恒久的に残るところでございます。

今回は、特に制度の発足当初ということで、さらにそれに上乗せする形でこういった措置が設けられたと。そういう意味ではご指摘のように当初の間だけの措置ということでございまして、その後もいずれにしましても加入した段階で、当初2年間は半額になるという措置は、引き続き継続されるということでございます。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

ということは、最初の1年間、要するに今年の4月から後期高齢に入る方は半年間免除で、半年間は1割負担。つまり、また来年入る方は2年間の半額という措置だけですよね、その後というのは。ということは、スタートする今年度だけこの激変措置をとる。それに対して国は負担するけれども、その後はもちろん激変はあるんだけど、負担はしないという解釈でよろしいのでしょうか。

そういうことであれば、まさに今スタートするときの国民だましのように感じるんですけども、スタートして後も、激変するその人たちに対しても、私は措置をとるべきだと思うんですけども、そのへんはどういうふうにお思いでしょうか。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

今回は、特に制度の開始当初であるということで、通常の5割軽減に加えて、さらなる激変緩和措置がとられたものと理解しております。

それで、現段階で決まっておりますのは、とりあえず平成19年度の補正予算から1年間、この措置を取ることが決まっております。この二段階目の激変緩和措置については、来年以降については、今のところ特に取るという予定はないということでございます。

それはなぜかということでございますが、特に今回初めの1年は、全く新しい制度が始まったということから、二段階の激変緩和措置をとったと。これに対しまして、2年目以降は制度も少しずつ周知あ

るいは定着してくるということで、一段階の軽減措置をとるというふうに理解しているところでございます。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

おっしゃることはよくわかるんですけども、ということは制度がスタートするから、それでも国民が理解している、していない、そのへんも関係あるのかなと思うんですけども、最初の1年間は半年間免除で、残り半年間は1割にするけれども、来年からはそういうふうに後期に移っている方々に対しては5割ということはあるけれども、その半年免除は1割、残り半年1割というのは、そういうことはありませんよ。今年、後期に入る方のみの特典だということでよろしいわけですよね。

私は、そういうことであれば広域連合としても国にこういう激変措置に対しては対処すべきだ、要求をすべきだとそのへんを要望しておきます。その点、答弁を1つだけお願いしたいと思います。そういうことでよろしいんですねと。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

はい、制度趣旨としてはそのとおりでございます。

○議長(又吉正信)

ほかに、質疑はありませんか。

花城貞光議員。

○花城貞光議員

当議案に私のほうからあくまでも事務的な内容を中心にお伺いをさせていただきたいと思っております。

まず、この基金の所在なのですが、一般会計、特別会計のどちらになるのか確認させてください。

2点目は、第3条の金融機関に預金するわけですが、6億という多額のものを何カ所かに分けてやったものですが、その期間は何カ所でどこどこなのか教えていただけますか。

それから3点目ですが、第4条の運用益、当然これだけの金額となりますと、利子だけでも相当な金額になると思うんですね。細かいことで申しわけないですが、その運用益として年間でどれぐらいを想定されているのか。

それと、この運用益については、特別会計に計上するということになっているんですが、これは特別会計ですか、一般会計ではないのか、すぐ特別会計に行くのかですね。一般会計に行ってそれから特別会計に繰り入れるのではないのかなというふうに思うのですが、これも確認をさせてください。

それと、この第4条の最後の文章で、「基金に編入する」というふうになっているんですが、通常こういう場合は「繰り入れ」という言葉が適当ではないかなというふうに思うのですが、これは検討されたのかどうか。

最後に、第6条の2項、ここで被扶養者の方に対する保険料の減額の措置以外に広報啓発とか、準備経費などの財源にもするという基金の内容について、細かい部分も予定をしているようなんですが、具体的にはどういうふうな内容なのか、以上、お教えいただけませんかでしょうか。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えさせていただきます。

この特例基金が、一般会計のほうからなのか、特会なのかというご質問でございました。

基本的には、本年度は私どもは一般会計しかございません。そういう意味では一般会計のほうから基金に繰り入れるという形になります。

来年度以降は、基本的には給付に充てる財源でございますので、特会のほうから繰り入れ、あるいは特会に繰り入れるということを予定しているところでございます。

そして2点目でございますが、6億円をどこにお金を入れるのかということでございますが、指定金融機関のほうに積み立てておくという形になります。ただ、これは1年間ずっと積み立てておくということではございませんで、5月以降もう被扶養者の方が、どんどんどんどん入ってまいりますので、1年間少しずつ取り崩していく。平たく言えば、12分の1ずつ取り崩していくというイメージになるかと思えます。

そして、その6億円もの基金だから相当多額の運用益が出るのではないかとということでございますが、基本的には少しずつ、5月からどんどん取り崩してまいりますので、どんどん減ってまいります。運用益と申しましても、基本的には若干時間があれば3カ月定期とか1カ月定期という形で預けるということになります。利率も0.9%とか、そんなに高いわけではございませんので、全部1年間預けられたとすれば数百万生じるかと思えますが、実質はどんどん取り崩していきますので、200万円とか、それぐらい運用益が出るかどうかというふうに思っております。

この出た運用益につきましては、来年度の予算に計上してもう1回基金に繰り入れるという形になるかと思えます。

それから、処分の中で、広報としてどういうことを考えているかとということでございますが、国のほうから300万ぐらいという形で計上させていただいているんですが、具体的には被保険者になられたときに、「ご案内」という形で新しく被保険者になられたことと併せて、特に被扶養者であった方はこういう形で最初の半年間は保険料はいただきませんと。あるいは残りの半年間は9割軽減ですといったようなことを周知するというのを想定してございます。

最後に、第4条の基金に「編入するものとする」というのは、「繰り入れる」というほうがいいのではないのかというご指摘ございましたが、実はこの条例の雛形は、国のほうから示されておまして、国から示された雛形に「編入するものとする」というふうにございましたので、それをそのまま利用させていただいているということでございます。

○議長(又吉正信)

花城貞光議員。

○花城貞光議員

当基金の所在の件でございますが、19年度は特別会計がないと。20年度から特別会計がスタートするので、その時点で特別会計のほうに所在することになるということなんですけど、議案が次の議案になっちゃうかなというふうなこともあるので、どうでしょうかね。

では、この一般会計か特別会計かについては、次の議案でさせていただきたいと思えます。

ただ、自治法での第241条の4項には、この基金の運用益に関しては、読んでしまったほうが早いと思いますが、「基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない」ということで、当然、会計年度ごとに計上をするわけなんですけど、本来は一般会計に計上をして、それから特別会計に組み入れるべきもの、とそういうふうにするのですが、19年度が一般会計、20年度から特別会計がスタートするという、そういう過渡期のときの措置のあり方なんですけど、こういうことでもいいのかどうか、もう一度確認をさせていただきませんか。

ちなみに、私は、自分のところの沖縄市の基金条例を調べてみたのですが、どの基金も全部一般会計になっているんですね。そういう意味で、まず一般会計に入って、それから特別会計に繰り入れという

そういう手法がとられているわけですが、今回、それについてはどういう措置をされるのか伺わせてください。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

私どものほうは、まず利子のほうは確かに予算に計上して繰り入れるということでございます。今年度は、3月末までにはほとんど発生しないだろうということで計上していないと。来年度はまたどこで計上するかという問題はまたその決算とかあるいは補正ということになるんだと思いますが、その段階で判断させていただきたいと。ただ、どちらのほうから入れるかということでございますが、介護の広域連合のほうにもやはり基金がございまして、そちらは直接特別会計とやり取りをしているということでございます。

ほかの広域連合で同じようなものをつくっているのをちょっと参考にさせていただいているんですが、それも特会とやり取りをしている形になっておりましたので、そういうことからこういう形にさせていただいたということでございます。以上でございます。

(「ありがとうございました」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長(又吉正信)

これより議案第1号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

日程第5、議案第2号、平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

○議長(又吉正信)

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第2号、平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億119万2,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに歳入歳出補正の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。詳細については、事務局から説明をさせていただきます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

補正予算につきまして、私のほうから補足してご説明申し上げます。

まず、歳入歳出6億円を追加するというところでございます。合計12億119万2,000円とするということでございます。

詳細につきまして、事項別明細書をごらんいただきまして、まず4ページにございますが、歳入ということで2款1項国庫補助金についてでございます。1,300万円を6億円増額補正いたしまして6億1,300万円。これが増額分は高齢者医療制度円滑導入の臨時交付金でございます。

歳出のほう5ページでございます。2款1項で、まず1つ、総務管理費で一般管理費といたしまして、25節の積立金ですが、この6億円を先ほど議決いただきました基金のほうに積み立てるために、繰り出すということでございます。

そのほかに、広域連合のサーバールームを当初構築を予定しておりましたが、基本的に外部委託ということになりましたので、減額補正をさせていただいております。

それで、トータルで5億8,500万円の増額補正ということでございます。

また予備費の4款1項でございますが、こちらのほうにつきましては、1,493万円増額補正させていただいております。これは、サーバールームの構築をやめたということと、印刷製本費等を増やしたということの差額でございます。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります。

○議長(又吉正信)

花城貞光議員。

○花城貞光議員

ただいまの一般会計の補正予算ですね、先ほどの基金設置条例に関連してお伺いさせていただきたいと思っております。

明細書の5ページ、歳出でございます。2款1項1目25節積立金、いわゆる基金として積立金6億円を計上してあります。これは、一般会計になっているわけですね。手続きとして、本来は今回特別会計の補正を組んで、そこに組み入れておくべきものではないのかと、それを申し上げたいわけです。

ここで結論まで申し上げますが、会計法上そういう一般会計と特別会計は本来全く別物にすべきものだと思うんですね。ところが、きょうの最後の議案でありますけれども、20年度の一般会計、特別会計の中で、20年度の一般会計にはこの基金は全く表れておりません。いきなり特別会計に繰入れになっているんですね。これは会計法上問題ありませんか。そのために、この補正でそのへんの手続きというものを取るべきではないのかなと私は思うものですから、お伺いをさせていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えさせていただきます。

議案2号についてでございますが、ご案内のとおり本年度はまだ事業が始まっていないと。要は準備・助走期間でございますので、一般会計のみがあるということで、これは国のほうの19年度補正予算で、それぞれの広域連合に交付金が出るものである、それでそれを受ける形といたしましては、19年度の一般会計予算から基金に繰り入れる。それで基金については、これは必ずしも一般会計に属する、特会に属するというよりは、どこからお金を出し入れするかということでございますが、来年度からは事業が実際に始まりますので、今度特会ができると。その特会のほうに入れるということで、必ずしも会計法上の問題はないのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長(又吉正信)

花城貞光議員。

○花城貞光議員

ですから、すみません私は経理のほうはよくわからないものですから、素人の考えでしかお伺いはできないわけですけど、一般会計と特別会計、これは別物です。平成19年度は特別会計がないから一般会計に入れておく。20年度からは特別会計がスタートするから、そこでその基金は特別会計ですよ。これが19年度と20年度に繰越というか、繰越明許という手続きも取られてなければ、一般会計から特別会計への繰り出しの手続きもない。こういうことで会計法上、本当に間違いはないんですね。間違いなければいいんですが、これをもう一度確認させていただきませんか。

○議長(又吉正信)

休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

一応私どもの理解するところでは、基本的には基金自体は会計の外にございまして、お金を出し入れするときは基本的には会計とやり取りをするわけですが、これは財産として会計の外にありますので、それを翌年度に持ち越すときに、繰越だとか、そういった手続きは必要ないというふうに考えております。

それで、基本的には先ほどの説明の繰り返しになりますが、本年度は一般会計しかないということで、一般会計を通じて財産とのやり取りをします。

それで来年度は特会のほうができたとということで、またこれは基本的には保険給付に充てるお金でございますので、そちらの特会のほうと直接やり取りをする。それで、国のほうからも特に繰越の手続きを取れだとか、そういった指示もございませんので、基本的にはこれでいいというふうに考えております。

○議長(又吉正信)

花城貞光議員。

○花城貞光議員

予算の一般会計と特別会計の関係でございますが、先ほど榊原事務局長のお話では、基金は別途にあるというご説明でございましたが、そうでしょうか。一般会計にある基金と、特別会計にある基金と、所在ははっきりさせるべきなんですね。そうじゃないですか。予算の中には、それが計上されているとか、されていないとかいうものはあるかもしれませんが、しかし基金そのものの所在は、一般会計か特別会計か、これははっきりと区別されるべきものです。そういう中で今回こういうふうに、今年度(平成

19年度)は一般会計ということでございますので、ここでは質問できませんから、次回もう一度同じ質問を、次年度の一般会計・特別会計で質疑をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
以上です。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

前田善輝議員。

○前田善輝議員

一般会計の補正予算の件で、広域連合のサーバー業務についてでございますが、今回当初予算に2,300万円計上して、一挙にこれを民間に委託するというので、すべて経費にしているわけでございますが、そこにおいて当初の考え方と、今になって4月1日からスタートにおきまして、業務上に支障はきたさないのかということと。

それから民間企業に委託することによって、私たち連合が行うこととの差額があつての判断であるのか、これを明確に説明をしていただきたいと思います。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

サーバーームは、当初からももちろんシステムを持たなければいけないということで、当初予算に計上させていただいたものでございます。それで、具体的にどこに置くかということで、中でも検討をいろいろ進めまして、私ども各市町村をつなぐ大切なシステムでございます。特に万が一の停電の場合ですとか、あとは地震の場合ですとか、そういった対応も十分考えなければいけない。

そういうことを検討しているうちに、具体的に申しますと、リウコムさんということで浦添市にございますが、非常にしっかりした設備を持っていると。例えば電源も2系統から引いているですとか、後は耐震施設もしっかりしているといったところに委託するのが一番いいのではないかと結論に至ったわけです。そうしたことから、結果的にはリウコムさんへの委託という形になりまして、この広域内でつくるための費用は、不要になったということでございます。

○議長(又吉正信)

前田善輝議員。

○前田善輝議員

大切な県民の情報でございます。そこにおきまして、業者が沖縄の浦添だけであつたのかというのが1つと、それからこの業者の、特に心配されるのは、個人情報の保護条例がちゃんと議決はされておりますが、事実それがあつたとしてもいろいろな事件が発生をしているところがあるわけですね。そういったところのきちとしたところが、契約の中にされているのかということ、あと1点だけお願いします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

ご指摘のように、これは非常に大切な個人情報、多数中を通っていくシステムでございます。そうしたことから、我々も契約に当たりましては、個人情報保護法あるいは私どものほうでつくっているセキュリティポリシーに基づいて、契約の中で、外に漏れないですとか、我々がいつでも入ることができるとか、我々のセキュリティポリシーを遵守しなければいけないとか、そういったものを盛り込んだ形で契約をさせていただいているところでございます。それから、なぜ浦添になったかということで

ございますが、実はこのリウコムさんは国保連のほうのシステムも管理しております。それで、審査支払いのほうでレセプトが国保連のほうに上がってまいります。我々のほうも当然国保連さんのほうといういろいろな形で、例えば高額医療費の計算だとか全部やり取りでございます。あるいは、資格情報も我々のほうから提供しなければならないということがございます。そういう意味では、中身としてもしっかりしたところであると。管理体制として国保連さんは実績を持たれていると。加えて両者同じところでやれば通信費が大幅に削減できると。こういったことも考慮してリウコムさんに決めさせていただいたということでございます。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子議員

議案第2号について質疑をいたします。

先ほどと同じですけれども、2款1項の15節、外部委託にした場合、どの程度の予算を見込んでいるのかご説明いただきたいと思っております。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

すみません。今ちょっと正確な数字を、もう1回持ってご報告させていただきたいと思っておりますが、本年度については、大体月に100万円から150万円ぐらいで委託しているということでございます。

それで、来年以降はちょっと契約関係が複雑になるのですが、まず審査支払いを国保連のほうに委託します。それで国保連のほうで、我々は国保連と直接契約をしまして、その国保連との契約の中で、我々のサーバールームをきちり管理していただくということも契約の中身に含んでおります。それがその他諸々の、例えば国保連のほうで私どものレセプトを画像化する手数料とか、そういったものと全部一緒になって委託をお願いするという形になっております。

ただ、その内訳としては、年間今年度と同じぐらい、大体1,000万円ぐらいになるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長(又吉正信)

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子議員

ご説明いただきましたが、どの自治体も財政は大変厳しい状況ですので、やはりサーバールームの構築等の工事(費)を下回らないといけないと思っておりますのでぜひ負担軽減に努めていただきたいと思います。以上です。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

今の件でちょっとお伺いしたいんですけども、年間1,000万円ぐらいになるだろうと、ランニングコストが1,000万円ぐらいということなんですけども、独自で持つときは工事だけで2,300万円なのかなと思うんですけども、それでリウコムさんのほうは耐震性とか電源の問題とか、いろいろおっしゃっていましたが、そのへんちゃんと自分たちで持つということと、委託するということとのランニングコストはどこが安くなるかという、先ほどの質問も同じようなものなんですけども、委託したほうがよりいいというふうな結論に達したということですよ。その点を確認したいということ。

もう1つは下のほうの事務局の改修工事、ワンフロア借り切ると、レセプト点検の職員も入るからということだったんですけども、それは次でやってもいいんですけども、レセプトの点検は大体どれぐらい、幾人ほどの予定なのか、そのフロアがそれだけで十分と考えておられるのか、次の議案とも関係してくるものですかからお願いします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

まず、サーバールーム構築につきまして、自前で持つ場合は工事費がかかるということで、ランニングコストではございません。そういう意味では、もともとは構築の費用を計上していたわけですが、委託するということによってこの額は完全に不要になった、その分だけ安くなったということでございます。

それで、委託先と自前どっちがいいかということでございますが、やはり一番にくるのは安全性ということだというふうに理解しております。

そういう意味ではリウコムさんは、サーバーの保管場所として最適であるということから、安全性を重視しましてリウコムさんのほうに決定させていただいたということでございます。

それから、レセプトについては、私どものほうで来年度の予算の話でも出てまいります。都合15人を採用するというを想定しているところでございます。

○議長(又吉正信)

休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

日程第6、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の制定につい

てを議題といたします。

○議長(又吉正信)

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例の制定について。地方自治法第207条の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例を定める必要がある。これが、この条例を提出する理由でございます。

詳細については、事務局から説明をさせます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

沖縄県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例ということで、補足説明をさせていただきたいと思っております。

資料の5ページをごらんいただきますと、第1条、趣旨ということで、地方自治法207条の規定に基づいて広域連合の機関の要求に基づいて証人等が出頭した場合に実費弁償するための条例でございます。

具体的には第2条のほうで、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の例によって、支給をさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

日程第7、議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長(又吉正信)

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第203条第5項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合の監査委員の報酬を月額から日額に改め、診療報酬明細書点検等嘱託職員の報酬、費用弁償を定める必要がございます。

これが、この条例を提出する理由でございます。

詳細につきましては、事務局から説明させます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

ただいま連合長からご説明申し上げましたように、監査委員の報酬を月額から日額に改める。そして、来年からレセプト点検が始まりますので、その方々の報酬月額を15万円と定めるということでございます。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

嘱託員の報酬15万円ですけれども、これは他の市町村のレセプト点検を行っている皆さん方のその報酬と比べての報酬なんでしょうか。

それと、ちょっと気になるのは、費用弁償のほうは連合長が別に定めるというふうに費用弁償まで出てきているんですけれども、そのへんが何なのかなというふうに。要するにレセプト点検するのは毎日常勤で嘱託員とはいえやるはずなんですよね。そういう方に費用弁償を払うのかな、何だろうなというふうに思うんですね。

私のところの南風原町においては、大体費用弁償というか、賃金が18万円ぐらいなんです。特に費用弁償というのはありませんけれども、賃金で18万円程度。18万5,000円ぐらいまでいきますかね。そういうふうになっているんですけれども、15万円というのは安いと、それと比べて思うんですけれども、それと費用弁償で何か補って、ほかの市町村ともつり合いが取れるようにするのかと、私は個人的にそういうふうに思ったんですけれども。実際にはその15万円というのを他の市町村と比べてどういうふうにお考えになるのか。それと、この費用弁償についてもちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

報酬につきましては、浦添市、うるま市等、具体的には6時間勤務を想定しております。その6時間勤務のところは15万円のところが多いところからこの額にさせていただいたと。

それで、議員もご指摘のとおり、費用弁償は通常払われていないところが多いということでございます。ただ、私どもは広域連合ということで、いろんなところから通ってくる場合も想定するということで、特に遠方から通われた方については、交通費でございますが、一定の費用弁償をお出ししたいということで、こうしているところでございます。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

6時間だから15万円ということなんですけれども。ということは、時間給にすれば他の市町村と比べても遜色ないということでもよろしいのでしょうか、それが1点。

それから、費用弁償、それは交通費で遠方から来るからということなんですけれども、それは当連合会の決めている交通費の規定があるんですよね、それに準じて支払うということなんですか。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

まず、第1点目の質問について、そのとおりでございます。6時間勤務ということを検討すれば妥当な水準ではないかというふうに考えております。

それから、費用弁償については、広域連合の職員に基本的には準じるというふうに考えております。ただ、通常同じ市内からいらっしゃるような場合は、払われていないということですので、市外からいらした場合には、基本的にはお支払いするという想定しております。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

本案は、これを可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

日程第8、議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金条例の制定についてを議題といたします。

○議長(又吉正信)

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金条例の制定について。

地方自治法第241条第1項の規定により、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図るため、沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金条例を設置する必要があります。

これが、この条例を提出する理由であります。

詳細については、事務局か説明させます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

私のほうから、説明申し上げます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金条例についてでございます。

資料の8ページでございます。

第1条、設置の目的。第2条、基金の額。第3条、管理。第4条、運用益の処理。第5条、繰替運用ということで、一般的な規定を設けましたうえで、第6条、処分というところで、この基金については、国庫の場合と異なりまして、私ども保険料を2年間据え置きさせていただきます。そのときに、初年度に必要な額よりは少し多く保険料を初年度徴収して、2年目は本来取るべき額より少し少ない額を徴収するという形で財政運営をしております。

これは介護保険の場合ですと、3年間かけてそういうことをやるということでございます。そのとき初年度は保険料を少し多く取るということでございまして、それをこちらの基金のほうに積んでおきまして、第6条の処分というところですが、特別会計に係る保険給付費等の財源に充てる場合に限り、処分することができるということで、これはあくまでその保険給付に充てるために取っておいたものだということを明示しております。

同様のものを、介護保険のほうでも広域連合でつくっているところでございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

これより本案に対する質疑に入ります。

花城貞光議員。

○花城貞光議員

恐れ入ります。同案に関して、第2条の基金の額というところではありますが、当基金の所在、これは特別会計なのか一般会計なのか、どちらなのでしょう。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えします。

本基金につきましては、この繰り入れ、繰り出しは特会とやるというふうに考えてございます。

○議長（又吉正信）

花城貞光議員。

○花城貞光議員

当初から特会ということですか。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

はい、施行のところが、20年4月1日というふうになっておりまして、当初から特会とやり取りをするということでございます。

○議長（又吉正信）

ほかに質疑はありませんか。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

この制度は2年間保険料が据え置きというのはよくわかるんですけども、局長の説明の中で1年目は多めに、2年目は少なくという言い方がよく理解できないんですね。2年据え置きだったら、平均して1年目も2年目も同じように取るのが普通じゃないんでしょうか。

1年目多く取って、それで払えなくて滞納して、短期証、資格証になったらどういふふうになるんですか。それで余ったから基金に積み立てると。それはよくわからないですね。

同じように平均して取って、それでも余るんだったら基金に積み立てるといふんでしたら理解できます。多めに取ってといふこの説明のほうがよくわからないので、もう少し詳しく説明お願いします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えします。

やや誤解を招く表現だったかもしれませんが、保険料自体は1年目も2年目も全く同じように取りまします。ただし、給付のほうが初年度と2年目を比べますと、初年度のほうは、例えば11カ月予算であるのに対して、2年目は12カ月だとかいふこともありまして、あるいは通常医療給付費は年々伸びております。そういったことから、取るほうは、初年度も2年目も同じように取るということでございます。

ただ、給付費は、通常医療費が少しずつ伸びております。お年寄りの数も増えておりますし、1人当りの医療費も毎年少しずつ伸びているところでございます。そうしたときに、初年度と2年目を比べると、2年目のほうが給付費が多いということでございます。そうすると、保険料は同じように取っているんですが、給付費は初年度は2年目と比べるとやや少ない。そうしたことから、同じように取ろうとしたときに給付費との見合いでいふと、初年度は先ほど申し上げたように、取り方は全く2年間は同じなんですけど、給付費のほうに初年度より2年目からのほうが増えるということから、初年度は剰余金が若干見込まれて、それを基金の条例に積む。そして2年目は同じように取っていたのでは給付費の伸びに追いつかないということ、それを取り崩すということでございます。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

おっしゃっていることはよくわかりますけれども、最初にこの費用を計算するときに、20年度、21年度の医療費を計算して、18年でしたっけ、それに伸び率をかけて、20年度はこれぐらいの医療費、21年度はこれぐらいの医療費ということ計算して、合算して確か出したはずなんです。そうですね。そうすよね。だったら、20年度はこれぐらいの医療費ということ予想を立てて、それから21年度はこれぐらいということ予想を立てて合算してやっているわけでしょう。そしたら、1年目は医療費はかからないから、伸びるから21年度より20年度は確かに少ないというのわかります。だからという言い方もおかしいのではないのかなと、そのへんは最初から予想を立てて入れているわけですから、そのへんも踏まえてのものだと思ふんですけれども、それでこれの計算をしますと、約6億5,000万円余り基金ですから、それだけ余分にとるといふふうなことになるわけすよね。それでよろしいですか。それぐらいは余分にとっているといふふうな先ほどの説明なんだけど、平均してといふんだったら同じ保険料だからそれはそれで理解はできるんですけれども、そういうことであとのほうは医療費が伸びたときにまた補えるといふふうにお考えなのでしょうか。

当初から、僕はちゃんとそのへんは計算されてやっているはずなのに、説明のほうがちよっとおかしいなと思ふんですけれども、もう少し詳しくお願いします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

議員ご指摘のとおり、保険料は2年間を見て計算するということでございます。他方、予算のほうは単年度でそれぞれ議会の議決をいただくというものでございます。

それで、先ほど初年度は6億5,000万円多くとっているのはおかしいのではないかとということでございましたが、初年度は6億5,000万円多くとって、逆に2年目は6億5,000万円少なく取るという形でございます。そういう意味では、初年度形式的に余るといえるのは、2年間見れば決して多くとっているということではございませんで、単年度で見れば単年度ごとに入ってくる保険料と給付の見合いで見ますと、初年度は6億5,000万円多くとり、2年目は6億5,000万円取り崩す予定であるということでございます。

そういう意味では、今までの予定していたとおりと申しますか、2年間保険料を据え置くためには、そうしなければならないと、逆に据え置かないのであれば、初年度は6億5,000万円、少ない保険料を頂戴して、2年目は差額で13億余計に取るという形にならざるを得ないと。それよりは、2年間保険料を据え置いて、2年間は同じように取るほうがいいであろうという制度であるというふうに理解しております。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(又吉正信)

日程第9、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長(又吉正信)

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業

等に関する条例及び沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この条例を提出する理由でございます。
詳細につきましては、事務局から説明をさせます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

議案第6号につきまして、私のほうから補足して説明申し上げたいと思います。
一部改正でございますので、事前に配付させていただきました新旧対照表のほうでご説明申し上げたいと思います。

新旧対照表の4ページでございますが、育児短時間勤務をすることができない職員に関する規定として、第9条、それから育児短時間勤務の終了の日から1年を経過しない場合に、再度短時間勤務をすることができる特別の事情について第10条。

そして、法律で定める条例に基づく変則的な勤務の形態で短時間勤務をする場合ということで第11条。

そして、育児短時間勤務の承認あるいは期間の延長の請求手続きに関して第12条。

そして育児短時間勤務の承認の取り消し事由として第13条。

それから、育児短時間勤務から戻るときに、引き続き短時間勤務をしていただくことができる特別な場合について第14条。

育児短時間勤務の例による育児短時間勤務に係る職員への通知ということについて第15条。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について第16条を追加するなど、地方公務員法の改正に伴い、広域連合の育児休暇等に関する条例に今必要な規定を追加修正するものでございます。

それから、同様に沖縄県後期高齢者医療広域連合の勤務時間、休日、休暇に関する条例につきましても、1週間の勤務時間、第3条のところに育児短時間勤務の承認を受けた場合には、その承認の内容に従う。通常は40時間でございますが、その内容に従うですとか、第4条には原則土・日が休みだということでございますが、育児短時間勤務職員の場合は、これに加えて週休日を必要に応じて設けるとか、それから1日の勤務時間は8時間ということですが、育児短時間勤務職員については、8時間を超えない範囲内で短時間勤務の内容に従って割り振るといような改正をするものでございます。よろしくご審議願いたいと思います。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります
質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第6号についてを採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

日程第10、議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長(又吉正信)

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。沖縄県人事委員会の給与勧告を考慮し、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤勉手当を改正する必要があります。

これが、この条例を提出する理由になっております。

詳細につきましては、事務局から説明させます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

補足してご説明申し上げます。

前回の議会でもご議論いただきました勤勉手当についてでございます。県の人事委員会のほうから、0.1カ月引き下げるといふ勧告が出ました。去年は6月分はすでに支給しておりましたので、12月分から0.1カ月分減じるといふ形の条例改正をさせていただきましたが、本年度以降は6月分、12月分それぞれから0.5カ月分ずつ減じるといふ形で改正をさせていただくものでございます。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午前11時30分 休憩)

(午後 1 時00分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、議案第 8 号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についての訂正の申し出がありますので、許可したいと思いますが異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正について承認されました。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後 1 時31分 休憩)

(午後 1 時34分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(資料の差し替え)

ただいま資料の差し替えをしておりますので、その経緯の説明を事務局長お願いします。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後 1 時34分 休憩)

(午後 1 時46分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

議案第 8 号のご説明を申し上げる前に、お詫びを申し上げたいと存じております。

先ほど、花城議員のほうからご指摘をいただきました件につきましては、ただいま休憩時間の中で、事務局長のほうから差し替えの内容等についてのご説明を申し上げました。

この件に関しまして、ご質疑・ご提言等も賜りましたが、きわめて不適切な提案ということで、議員の方々に大変なご迷惑をおかけいたしましたことを、説明の前に心からお詫びを申し上げます。

それでは、議案 8 号についてでございますが、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額を 8 億6,192万7,000円とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに歳入歳出の金額は、第 1 表歳入歳出予算のとおりでございます。

詳細につきましては、事務局から説明をさせます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

私も、冒頭ご説明に入ります前に、お詫びを申し上げたいと思います。

午前中に、花城議員のほうからご指摘がありましたとおり、19年度に一般会計に属する形で基金を設置したということで、20年度におきましても一般会計という形で繰入金等戻すべきであるという指摘に沿いまして、修正させていただきたいと思います。

こちらのほうから、午前中のご説明、結果的に修正することになりまして、深くお詫び申し上げます。

では、修正箇所を含めまして、この沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

訂正で配付させていただきました資料の第1条のところでございますが、歳入歳出予算の総額を8億6,192万7,000円とさせていただいております。先ほどより6億円増加しておりますが、これは基金の会計を1回一般会計に入れるということから歳入歳出とも6億円増えたということでございます。

具体的な内容についてでございますが、事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。資料の9ページでございます。

1款1項 負担金でございます。市町村負担金といたしまして、2億3,200万円共通経費として計上させていただきます。

2款1項 国庫負担金といたしまして、保険料不均一賦課負担金、保険料の不均一の地区、宮古島市等でございますが、その保険料の不足分を、国と県から負担金として頂戴するものでございます。

2款2項 国庫補助金といたしまして、費目存置をしております。

10ページに移りまして、3款1項 県負担金ということで、県負担金といたしまして、これも国と同様に、保険料不均一賦課に係る負担金といたしまして、1,496万円を計上させていただきます。

3款2項 県補助金は費目存置でございます。

4款1項 財産運用収入も費目存置でございます。

5款1項 基金繰入金。

6款1項 繰越金。

7款1項 預金利子。

5款2項 雑入ということで、これらも費目存置をさせていただきます。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。資料の13ページでございます。

1款1項 議会費ということで、326万円を計上させていただきます。中身につきましては、議員報酬、旅費等でございます。

続きまして、2款1項 総務管理費でございます。こちらにつきまして、8億2,559万ということでございます。先ほどより6億円増えております。これは、基金を取り崩した分を、特会に繰り出すということで増やしているものでございます。

具体的な中身でございますが、まず給料ということで私ども職員の給料、それから職員手当、そして4節の共済費、賃金、旅費等々続いてまいります。

大きいところをご説明いたしますと、役務費として180万円、委託料654万、それから使用料及び賃借料ということで事務所の使用料、それから財政会計のシステムのリース料等で、合計で1,436万という形になってございます。

あと最後に、28節に、ここは修正させていただいたところでございますが、後期高齢者医療特別会計繰出金ということで、基金から繰り入れたものを、こちらのほうに繰り出すという形にさせていただきます。

2款2項 総務費のうちの選挙費です。これについては、選挙管理委員会費といたしまして9万5,000円を計上させていただきます。

それから、2款3項 監査委員費といたしまして、60万円を計上させていただきます。報酬旅費

等でございます。

3款1項1目 老人福祉費といたしまして、2,992万円ということで保険料不均一賦課に係る県あるいは国からの負担金を、特別会計に繰り出しております。

4款1項 公債費。費目存置でございます。

5款1項 予備費といたしまして、208万円を計上させていただいております。

ご説明は以上でございます。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

何点かお伺いしたいんですけども、共通経費分担金のほうが、だいぶ少なくなっているんですけども、資料ももらってます。当初予定だと思うんですけど、2枚同じように20年度というふうにやっていますので、各市町村の欄も、総人口、被保険者も全部同じですけど、負担額だけ3億5,000万円余り減っているのですが、その理由はということなのかというのが1つ。

それからもう1つは、先ほどの基金からの繰り入れ、繰り出しというふうに6億円あるんですけども、基金に国から着た6億円すべて一般会計に全部入れて、それからまた特別会計にいくんですけども、これは先ほどの基金を設立するときの説明では、2年、20年度と21年度で消化するものなんですけども、単年度でやるときは基金から例えば20年度で使う分を20年度に基金から持ってくるという形をするんじゃないですか。いっぺんに2年分持ってきて、ということは、もう基金のほうは要らないということですよ。基金を全部取り崩したわけですから。そういうことになるんですか。要するに、2年に分けて、今年使う分、次はまた来年は来年使う分を取り崩すというふうにするんじゃないのかなというふうに思うんですけども、いっぺんに持ってきたというのはどういうことなのか、その点お願いします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

ご質問の件についてお答えいたします。

まず1点目でございますが、共通経費が昨年と比べてなぜ減っているのかというご質問でございます。

おそらく一番大きいのは、昨年まではすべて一般会計しかございませんでしたので、一般会計に共通経費全額計上されていたのですが、本年度は一般会計にも共通経費がございますし、特会にも共通経費があるということでございます。

そういったことから、一般会計だけを見ますと減っているように見えるということでございます。

ただ特会分も足せば、特会分の共通経費といたしまして、同様に4億1,800万円を計上させていただいておりますので、単純に減ったわけではないということでございます。

それから2点目でございますが、全額入れるんだったら、基金が2年なのはおかしいではないかということでございます。ご案内のとおり、保険料の軽減は1年間の措置でございます。基本的には本年度使うものという形になっております。そのときに、国のほうからは2年の時限立法としろということモデル条例が示されております。国からの詳細な説明があったわけではございませんが、私ども理解しているところでは、翌年度に決算が生じます。そして残ったお金は国庫のほうに返さなければいけないと、そういう決算のために基金としては2年間存続させるものだと理解しております。繰り返し申し上げますが、被扶養者の方を、最初加入して無料にするというのは最初の半年間、そして9割減はその次の半年間ということで、これは1年の措置でございます。ただ、決算がございますので基金としては2

年間ということだと理解しております。以上でございます。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後 1 時58分 休憩)

(午後 2 時 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

先ほどの説明では、一般会計のほうで3億5,500万円前年度から減になっているんですけど、特別会計のほうでも今年度から発生して4億1,800万円になっているので減ではないということなんですけども、ということは、これは当初からそういうふうな形だったんでしょうか。例えば一般会計は19年度と20年度ではそういうふうに減っていくよと、特別会計では新たに出てくるよというふうな説明が各市町村にもなされているのかどうか。要するに経費としてそういうふうになりますよとなされているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

市町村のほうでは、課長会議、その他予算編成の前にそれぞれ誤解のないように、一般会計、特会、それぞれに共通経費があって、それぞれいくらであるということをお示ししているところでございます。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

ということは、今後も一般会計と特別会計という形でいくわけですから、一般会計は当年度より次年度は3億5,000万円安くなっているんですけども、その次も20年度と同じような経費、それから特別会計も同じような経費というふうに見てよろしいんですか。それとももっと多くなるのか、もしくは少なくなるのか、どういうふうに見ていらっしゃるんでしょうか。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

21年度以降の共通経費の予算、当然まだ精査等しているわけでもございませんが、基本的には今年と同じような形で、来年以降はこれが続いていくというふうに考えております。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子議員

議案第8号について質疑をいたします。

15ページ、2款1項の14節の中に公用車借上料91万1,000円、それから20ページに債務負担行為で公用車借上料の364万4,000円の減がありますけど、その内容について、また台数はいくらなのかお聞かせください。

○議長(又吉正信)

香村一夫総務課長。

○総務課長(香村一夫)

お答えします。今、広域連合でリースしている車両は2台ございます。5カ年契約でございます。

○議長(又吉正信)

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子議員

今、2台との答弁がありました。2台で十分ですか。全県、沖縄県の広域高齢者ですので、大変心配なんですけれども、そのへんについても答弁をお願いします。

○議長(又吉正信)

香村一夫総務課長。

○総務課長(香村一夫)

今、2台使用していますけれども、これで十分かどうかというのはちょっとあれしますけれども、今のところは十分足りているというふうに考えております。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

日程第12、議案第9号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第9号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についての訂正の申し出がありますので、許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案の訂正について承認されました。

休憩いたします。

(午後2時6分 休憩)

(午後2時8分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長（知念恒男）

ご提案を申し上げる前に、お詫びを申し上げます。

ただいまの議案第9号につきましても、差し替えをさせていただきました。12ページの8款繰入金の1項一般会計繰入金でございますが、6億2,992万円ということになるわけでございまして、先ほど来、議員の皆様方にいろいろとご迷惑をおかけいたしまして心からお詫びを申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局長からご説明させますが、まず提案理由の説明をさせていただきます。

議案第9号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について。

本案は、歳入歳出予算の総額を、1,004億8,895万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算のとおりであります。

詳細については、事務局から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

私のほうから補足して説明させていただく前に、冒頭お詫び申し上げたいと思います。

先ほど、一般会計予算の訂正と同様に、特別会計のほうも1カ所訂正させていただいております。

12ページの一番上、「8款1項 一般会計繰入金」となっております。先ほどは「8款2項基金繰入金」ということで、基金から直接入る形となっておりますが、一般会計から繰り入れるということ、先ほどの一般会計を訂正させていただいたのと併せる形で、こちらのほうも訂正させていただいたところでございます。深くお詫び申し上げたいと思います。

続きまして、詳細な説明に入らせていただきたいと思います。

特別会計予算の1ページでございますが、歳入・歳出総額は変わってございません。1,004億8,895万1,000円ということでございます。

それから第3条に、一時借入金ということで、万が一資金がショートした場合の繰入金として90億円を設定させていただいております。療養費の支払いの1カ月相当分でございます。

続きまして、5ページ債務負担行為でございます。電算システム機器、リース料ということで、電算システム機器リース料ということで、1億4,779万、それから高速プリンター、特に来年以降高額療養費の通知等も発生いたしますが、こうした場合に対応するためのプリンター代として716万の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の詳細について、事項別明細書でご説明申し上げたいと思います。

最初に歳入でございます。資料の9ページになります。1款1項 市町村負担金ということで、第1目事務費負担金ということで4億1,800万円を規約に基づく共通経費として頂戴します。

それから第2目 保険料等負担金といたしまして、市町村から85億5,782万円を頂戴いたします。これは、保険料を市町村が徴収していただいたものをこちらのほうにまわしていただくという分と、あとは低所得者の保険料の負担軽減、両方が含まれております。

それから第3目の療養給付費負担金といたしまして、78億円を計上させていただいております。

続きまして、2款1項国庫負担金でございます。療養給付費負担金ということで、国の定率分33%に当たりますが、234億3,392万を計上させていただいております。また、高額医療費負担金ということで、

1件80万以上の医療が発生した場合の追加的な国の負担金といたしまして、2億5,983万円を計上させていただきます。

続きまして、2款2項 国庫補助金ということで、まず第1目 調整交付金、国からの調整交付金といたしまして94億0,342万円を予定してございます。

また、健診事業費に係る国の補助金といたしまして、3,754万を計上させていただきます。

また、後期高齢者医療制度事業費補助金ということで、医療費適正化のための補助金を322万計上させていただきます。

続きまして、10ページに移っていただきまして、県支出金の3款1項、県負担金でございます。

まず第1目、療養費負担金ということで、県の負担分8%でございます。これが78億円計上させていただきます。

また、高額医療費負担金といたしまして、1件80万円以上の医療費が発生した場合の県の追加的な負担金といたしまして、2億5,900万円を計上させていただきます。

続きまして、3款2項 県補助金ということで費目存置させていただきます。

また4款1項 支払い基金交付金でございます。第1目として後期高齢者交付金といたしまして、健康保険、健保組合ですとか、あるいは国保など74歳以下からの後期高齢者支援金の交付を受けるということで、これが給付費の大体40%の419億9,250万円を計上させていただきます。

続きまして、5款1項 特別高額医療費共同事業費交付金ということで、全県で1件200万以上の医療が発生した場合の共同事業を実施いたします。こちらが7,026万という形になっております。

6款1項 財産運用収入、費目存置でございます。

6款2項も費目存置。

7款1項 寄付金も費目存置。

8款1項 一般会計繰入金といたしまして、まず保険料不均一賦課に係る繰入金が6億2,992万円でございます。これは国・県が負担する形で宮古島市ほか、いわゆる低医療地区の保険料軽減分を補填するものでございます。

12ページに移っていただきまして、同じく8款1項1目でございます。2節のほうでございますが、広域高齢者医療制度臨時特例繰入金ということで、一般会計のほうから繰入れをさせていただいているということでございます。

続きまして、9款1項でございますが、延滞金、加算金及び過料について費目存置させていただきます。

9款2項 預金利子、9款3項 雑入ということで、それぞれ費目存置とさせていただいているところでございます。

続きまして歳出でございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項 総務管理費ということで、合計3億7,372万円を計上させていただきます。主な中身でございますが、第1節報酬ということでレセプト等の嘱託職員にかかる報酬、それから11節需用費、12節役務費、そして13節委託料ということで、この中には電子システム、私どもの保守委託料ですとか、あるいは共同電算処理業務委託料ということで、国保連のほうでレセプトを画像化する委託料、それから広告業務委託等が含まれております。また、14節の使用料及び賃借料ということで、私どもの電算システムの機器のリース料などを計上させていただきます。

引き続きまして、1款2項 賦課徴収費ということで、140万円を需用費、役務費を計上させていただきます。

続きまして、2款1項 療養諸費ということでございます。具体的な中身でございますが、まず第1目

ということで、療養給付費ということで、我々の療養給付のためのお金が974億円計上させていただいております。第2目 訪問看護療養費ということで、1億6,292万円計上させていただいております。また、5目審査支払手数料ということで、国保連のほうに審査支払いを委託する手数料として、2億6,700万円計上させていただいております。

続きまして2款2項でございます。高額療養諸費ということで、第1目 高額療養費といたしまして、8億5,863万円計上させていただいております。

また2款3項その他医療給付費ということで、葬祭費として1億150万円を計上させていただいております。

また、その他医療給付費ということで、柔道整復の費用等でございますが、2億4,178万円計上させていただいております。

続きまして、3款1項 県財政安定化基金拠出金ということで、給付が思った以上に伸びた場合、あるいは保険料が思ったほどと取れなかった場合に、貸付あるいは交付を行う県の基金への拠出でございますが、こちらのほうといたしまして、9,660万円計上させていただいております。

4款1項特別高額医療費共同事業費拠出金ということで、1件、200万円以上の高額な医療について、各広域連合で共同で拠出を行って、そして交付を受けるものでございますが、この拠出金のほうといたしまして、交付金と同額の7,026万円計上させていただいております。またそれに係る事務費として20万円を計上させていただいております。

5款1項 健康保持増進事業費ということで、まず第1目 健康診査費ということで、健診等に係る費用といたしまして、1億8,485万円を計上させていただいております。

20ページに進んでいただきまして、5款1項2目でございます。その他健康保持増進費ということで、162万円こちらのほうに有識者の方を呼んでシンポジウムを開く費用等でございますが、計上させていただいております。

また6款1項基金積立金ということで、後期高齢者医療基金積立金ということで、2カ年で財政運営をするということで、本年度は6億5,253万円を基金のほうに積み立てまして、来年度取り崩すということでございます。

7款1項 公債費、費目存置でございます。

8款1項 償還金及び還付加算金も費目存置でございます。

9款1項 予備費ということで、544万円を計上させていただいております。よろしくご審議願いたいと思います。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります。

湧川朝渉議員。

○湧川朝渉議員

それでは質疑を行います。

まず初めに、2008年、今年4月から後期高齢者医療制度がよいよ始まります。4月15日の年金から天引きされるという事態が起こるわけですね。今、この予算をこの会議場で議論しているわけですが、いわゆる特別会計、議題第9号ですけれども、総額が先ほど説明がありました1,005億円、私が選出している那覇の議会から見ても、那覇の一般会計を超える莫大な予算を、今まさにここで議論しているということです。こういう大きな予算であることを、まず事務局長に質疑をしてみたいと思います。今一度確認したいと。

私どもが今議論しているのが1,500億円の予算を議論しているということが事実かどうか、このへんを確認させてください。

次に予算の根拠となるいわゆる高齢者からの保険料の徴収率について質疑をいたします。これは諸々ありますけれども、政府のこれまで負担額を全体で全国的に1兆円減らして、それを47都道府県の後期高齢者組合のこういう医療制度でまかなうと、その際の基礎となるのが高齢者からの保険料の徴収率であるわけですが、それを皆さんとしては何パーセント、高齢者からお集めになるというふうに想定しているのか。

また、介護保険などを想定しながらも、お答えしていただきたいんですけども、75歳以上の普通徴収率を何パーセントと想定されているのでしょうか。これは後期高齢は、これから始まるわけですから、基礎となる数字は現在施行されている介護保険事業など思うんですね。これをベースに皆さん想定するわけですが、皆さんをして、何パーセントと想定しているのか。普通徴収というのはわかりやすく言いますと、年金から天引きできない方なんですよ。要するに各家庭に行って現金で取るとか、普通の銀行口座に振り込んでくださいということで、個別に各自治体の職員が対応せざるを得ない75歳以上の高齢者の方々のことを言うんですけども、その全体像、総数が何パーセントで、そのうち何パーセント徴収できる、戸別訪問に行って、その方から何パーセント保険料の現金を集めることができる、回収できると想定しているのか、これを質疑したいと思います。

それともう1つ、先ほど来、特別会計との関係があるんですけども、これは2年区切りの予算を、今この場で、この議会で議論しているわけです。単年度が1,000億円を超すということですが、先ほどの議案でもいくらかの説明があって想定をされるような説明もあるんですが、今後、2年後の保険料の伸び率を皆さんはどれぐらいを想定されていらっしゃるのか。これは各自治体で行われている介護保険事業のときにも、非常にこれが委員会とか本会議で議論になった経緯があるものですから、同じ年金から回収をする今回の後期高齢者医療制度についてもお聞きしたいと思います。

先ほど来、6億5,000万円積み立て云々と、この使い方について、技術的なものはもうお聞きしましたので、これはあまり説明をせず省いていただいて、どの程度の伸び率を皆さんは想定されているのか、この3つについて質疑をいたします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

3点ご質疑をいただきましたので、順次お答えしたいと思います。

特別会計につきまして、歳入・歳出1,004億8,895万1,000円ということで、まさにご指摘のとおり県内の後期高齢者にかかる医療費として、私どもとしてこれぐらいかかるであろうというふうに見込んでいる数字でございます。

そして2点目の、保険料の徴収率をいくらか見込んでいるかという質問でございます。これに対する直接のお答えといたしましては、前回保険料を決定するにあたりましては、保険料の徴収率98%ということを見込んだうえで、保険料率を算出していただいております。今回の予算において、保険料率をいくらか見込んでいるかということに対する直接の答えは、保険料率については一定の前提は置いてないということでございます。基本的には、療養給付費に対して国から入ってくる分、県から入ってくる分、支払い基金から入ってくる分等を除いた分について保険料として頂戴する。基本的には前回の保険料率で決定したときの徴収率98%を前提としながら、基本的にはそういった計算で、今回、総額を頂戴するという形で予算を組ませていただいております。

それから3点目、第1期が終わりまして、今年、来年、その後どういうふうになるのかということですが、これにつきましては、率直、また2年経った段階で、その段階での医療費の伸びのトレンドですとか、そういったものを勘案しながら考えていくものだと考えておりまして、現段階でどうなるかということについて、具体的な見通しは持っていないということでございます。

○議長(又吉正信)

湧川朝渉議員。

○湧川朝渉議員

2回目です。時間も5分ですので、今度は2つ質疑します。

98%という数字が一人歩きしていると思うんですよね。算出根拠についてお聞きしても、具体的なものがありません。現在施行されている事業からすれば、介護保険事業でしかないと思うんですよ。なぜならば皆さんが徴収するものは年金であるわけですよね。介護保険と同じ財布に皆さんは手を入れるわけですよ。そこからお金をとるわけですから。具体的な議論をしたいと思っています。

那覇は、当然、天引きする方は100%です。では、戸別訪問する方はどれぐらいいらっしゃるんですかと調べたんですけれども、平たく言いますと、前年度分で集まるのは77%ぐらいなんですよね。過年度分まで入れると、本当に頑張っているんですけれども那覇市でも5割しか集まらない。それは、どれぐらい訪問されているのかという総数ですけども、全体では約1万6,000から2万ぐらいなんです。では75歳以上の方はどれぐらいですかということで、数字上見てみますと、全体が天引きできる方が約2万なんです。天引きできない那覇の場合のケースです、戸別訪問しなければならないというケースが、現在で想定されるのが4,000なんです。全体の2万4,000のうち、4,000が戸別訪問しなければいけない。あと2年後になると、子供の保険に入っている方を想定しますと、現場では20%は戸別訪問をしなければならない。約5,000人ぐらいは個別訪問をしなければならないということが、那覇市の自治体では想像されているんです。皆さんはこういったことを承知しているのか。その5,000人の方々、那覇市だけをとって、沖縄県全体でこれからどれぐらい集まると想定されているのか。これについて具体的な数字を、こういう数字があるからこれぐらいはできるんだというふうにお答え願いたいんですけれども。お願いいたします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えしたいと思います。

那覇市のほうでやはり1割、2割は普通徴収の方がいらっしゃると。ここの市町村ごとをつぶさに承知しているわけではございませんが、やはり全体としても1割から2割は普通徴収の方も出るであろうということは、当初から指摘されているところでございます。

それで、我々としては、基本的には保険料算定にあたって98%というのを前提として計算させていただいたと。その根拠ということでございますが、基本的には全国の75歳以上の国保の世帯主の方で、国保料を納めている方の徴収率が全国的に98%であるとか、そういったことを参考にさせて決めさせていただいたということでございます。

○議長(又吉正信)

湧川朝渉議員。

○湧川朝渉議員

98%というのが、数字的な根拠が全くないということが、僕は今の局長の説明でも明らかだと思うんです。

今、我々は同じ年金という財布に手を入れようとして回収するんですよ。那覇でも、全体の87%しか回収できないんです。97%というのは机上の空論ですよ。これを前提として1,000億円近い予算を組んで議論するというのは、私は理論上非常に無理がある。やはりもっと慎重な議論があつてしかるべき議題だということを指摘して終わります。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

今の徴収率の話が98%とかあったんですけども、私の資料の見方が間違っていたら指摘してくださいね。

皆さんが出したこの資料。まず保険料を決めるときのもので、市町村負担金13と書いてあるところ、これ168億幾らなんですけれども、これは多分2年分だから半分として80億円。そうですね。1年間集めると。多分そうだと思うんですけども。2年分計算して、20年度、21年度と計算して、保険料が6万1,805円というふうにはじき出した数字の根拠ですけども、市町村負担金というのは、168億3,500万円余り。ですから、これは2年分だと思うので、半分だと約80億円なんですけれども、今度のこの予算の中で、市町村負担金要するに保険料ですけども、58億5,400万円。これはだいぶ違うんですけども、どういうふうな計算なんでしょうか。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

保険料を計算するにあたりましては、20年度は11カ月予算、そして21年度は12カ月予算ということで正式にピタッと半分というわけではないと。それから、医療費は年々一人頭5.9%伸びるという前提で計算しておりますので、そういう意味で正確に、半分よりはだいぶ小さくなるということでございます。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

ということは、168億というのは、2年間で集める金額であるけども、当年度は11カ月その次は12カ月、ということは23カ月を一月分にして、11掛ければこの58億円になるということなんでしょうか。それとも、これは先ほど言っていた徴収率98%を掛けてその金額にしたのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

もしそうであれば、98%で58億円というのを計算しているのであれば、先ほど湧川議員からもあったように、本当に98%できるのかと。もしできなければそこに穴が開くというふうになるんですけど、先ほどありました基金が6億余りあるから、穴が開くということはないのでしょうか。しかし本当に98%なのか、それともそれ以上なのか下なのか、それを示してほしいと思います。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

ご質問の点にお答えしたいと思います。

20年度は11カ月、そして21年度は12カ月ということでございます。それに加えて、1カ月当たりの医療費というのが21年度のほうが20年度と比べて5.9%伸びるという計算をしております。そういう形で割り戻すとこの数字になるというふうに理解しております。

それから、あともう1点でございます。

98%ということございまして、基本的には98%で見込んでいるというのはそのとおりでございます。それで、万が一例えば医療費が伸びたりですとか、あるいは徴収率が落ちたという場合に、県のほうの貸付を行うための基金というものが設置されるということでございます。

そういったものによって、対応していきたいということでございます。

(「暫時休憩お願いします」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後2時39分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

ご指摘の点についてお答えしたいと思います。

私のほうで、確かに勘違いしておりました。申しわけございません。

1点ですね、前回の資料になりますが、市町村負担金13というのがあります。これは、市町村の定率負担分でございますので、保険料の徴収と違います。大変申しわけございませんでした。

この分に相当するのが、1款1項3目の療養給付負担金でございます。こちらを11カ月、13カ月で按分して5%の伸びというのを考慮すると、初年度分が78億になるということでございます。説明が間違っておりました。大変失礼いたしました。申しわけございません。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後2時42分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

基本的に前回の保険料計算にあたりまして、98%という徴収率を前提としたというのはそのとおりでございます。

ちょっと前回の資料との突合で質問されているので、やや答えづらいところもあるのですが、まず前回の資料は、ここの「必要収納額」というのは、細かい話になって恐縮ですが、保険料の軽減前にどれだけ必要かというのを計算しているものでございます。

ただ、その考え方としては、98%ということをやっているというのはそのとおりでございます。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

その98%というのは、先ほど湧川議員も聞いていたんですけども、保険料算出のときはそうだったけども、徴収率は全国のそれを見てとか、事務局長がおっしゃってましたので、ということは当広域連合も98%で58億幾らか保険料を見込んで予算計上しているわけですよ。だから、それだけ本当に集めきれるとか先ほども質問があったんですけども、それがなければ予算に穴が開くわけですよ。少なくとも6億5,000万円は今年度は残るだろうということで、基金に積み立てはするんですけども、でもトータル的にはそれだけ集めきれなければ穴が開くということになるわけですから、足りなくなるということになるわけですから、この保険の徴収を本当にそれだけできるのかということが問題だと。先ほどから質問があったように、那覇市の例もいろいろ出していましたが、それだけなかなか取れないということも、払えないというか、そういう状況が出てきているわけですから、本当にそのパーセントをおい

て大丈夫なのかということなんですよね。実際に年金から天引きだということなんですけども、そういう中でも、例えば介護保険の中でも年金からも天引きできないと、それで介護保険料を納めきれなくて介護も受けられないという方も今出ているわけですよ。ですから、そういう人たちは確実に今度の保険料も払えなくなるのではないかと。年金の天引きの問題ですね、特別徴収もできなくなる。それと別に、普通徴収で那覇市の例で出ていましたけど、訪ねていくと。もし98%本当にできなかつたら、この保険料は集まらないわけですから、6億5,000万円の積み立てもまた狂ってくるし、次年度の分も狂ってくるというふうなところがあり得るわけですから、98%というのはどうも徴収率としておかしいのではないかと、もっともっと低くなるのではないかと私は思うんですけども、本当にこれで大丈夫なんでしょうか。私はそれは多分無理というふうに思うんですけど。要するに、無理やり取ってくるのかどうかかわらないけれども、払いきれないという状況が生まれる、だから保険料は集めきれないというふうに思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

ご質問の点にお答えしたいと思います。

98%の想定でございますが、先ほども申し上げましたように、国保で現に75歳以上の方が世帯主の方でそれぐらい払っているということ。そして実際に医療サービスを使われる機会が多くて比較的メリットを感じられている。また納付意識も非常に高いということで、決して無茶な数字ではないというふうに我々は思っております。

ただ、ご指摘のように98%取れなかつたら穴が開くのではないかとというのはそのとおりでございます。ただ、これは納付率だけで決まるものではございませんで、例えば医療費が年々5.9%伸びるということで計算しておりますが、これがそれほど伸びなければ、また財政的には余裕が生まれるということになりますし、そういった財政的に穴が開くかどうかというのは複合的な要因であると。それで、万が一、そういうふうに見込みと外れたという場合、特に思った以上に財政的に悪い方向に外れた場合には、先ほどもご説明申し上げましたように、県のほうに今度基金ができますので、そういったところから貸付、あるいは交付を受けるという形で対応するということになります。

ただ、繰り返しになりますが、我々といたしましては、納付意識が高いですとか、保険にメリットを感じられているというようなことから、決して無理だという数字ではないというふうに思っております。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子議員

議案第9号について質疑をいたします。

9ページ、1款1項1節の保険料市町村負担金があります。その中に保険料市町村負担金というのは、4月から保険料の年金差し引き、あるいは普通徴収が始まりますが、この金額も含まれているのかどうか。

それから、その年度で75歳を迎えた皆さん、あるいは年金が少ない方の普通徴収の徴収方法というのは、各市町村との協議が行われているのかどうか。

それから15ページ、一般管理費の中に、被扶養者情報提供手数料500万、それから柔道整復審査業務手数料178万2,000円についてのご説明をお願いします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

最初のほうのご質問について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

この保険料については、4月の後に入る方なども含めて、こちらのほうに入っているということでございます。

また、徴収の方法についても、基本的には市町村に対して今スケジュールを示して、具体的には最初普通徴収から入って、途中から特別徴収に入るということで、お知らせしているところでございます。

○議長(又吉正信)

安里成治事業課長。

○事業課長(安里成治)

柔道整復の審査支払い手数料ですね、これはレセプトと同じように、国保連合会のほうで審査支払いを委託するというので、この額を計上しています。

○議長(又吉正信)

具志堅興淳管理課長。

○管理課長(具志堅興淳)

それではお答えいたします。

今ご質問がありました15ページの役務費の中の被扶養者情報提供手数料ですけれども、これは支払い基金のほうからの情報提供ということで、委託ということでそのほうにあげております。

(「休憩お願いします」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時6分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子議員

保険料の市町村の負担金の中に、普通徴収も発生をしてくるわけですが、その介護保険の広域の中では、やはり普通徴収員の嘱託員を置いて、各地域別に徴収している現状があるんですね。ですから、これを市町村に任せた場合は、市町村の負担が大きくなるんじゃないかなという心配があります。

それで、4月スタートに向けて、そういう各市町村との普通徴収に対する徴収方法というのは、後期高齢者医療広域連合ではどのように捉えているのか再度お聞かせさせていただきたいと思います。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

普通徴収、特別徴収も含めまして、法律において徴収は市町村が行うということとなっております。それで、市町村のほうでそういったことで徴収をしていただかなければいけないわけですが、他方で今も75歳以上の国保の方は、市町村のほうで徴収を行っていただいているわけです。

そういう意味ではこれまで75歳以上の方の普通徴収と申しますか、国保の徴収をしておりまして、それに振り変わる形で私どものほうの事務に対応していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

湧川朝渉議員。

○湧川朝渉議員

私は、議案第9号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

この後期高齢者医療制度の主な問題点、この理念の柱ともいべき高齢者の医療の確保に関する法律の問題点を改めて指摘していく中で、今回の議案に対する立場を表明したいと思います。

この法律の第1条の目的で、「この法律は国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進する」と、医療費の適正化を目的に掲げた国民の医療を保障するために、財政を確保することは国の責務であることにもかかわらず、これを投げ捨てるものであり、法律違反と指摘されても仕方がない内容です。

さらに、続く第2条の基本理念では、「国民は自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする」として、高齢者の医療費の確保を国民の自己責任に押し付け、さらに高齢者自身には、応能負担ではなく、公平な負担として高齢者の生活実態を無視した負担を押し付ける内容となっており、それらを前提とした特別会計となっております。

先ほどの質疑でもありましたように、今沖縄県を取り巻く、高齢者を取り巻く生活は本当にきゅうきゅうとしております。高齢者の皆さんへの説明や、さらには国の果たすべき役割、そして保険証を発行しないことや、沖縄県独自の減免制度の創設など、あらゆる施策を講ずるよう努力をする中で、今後4月1日の実施についてはさらに延長することも含め、さらなる検討が必要ではないのでしょうか。

そのような立場から、議案第9号、平成20年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対の立場から討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又吉正信)

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(又吉正信)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(又吉正信)

日程第13、議案第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長（知念恒男）

議案第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について。

地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行例題168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、事務局から説明させます。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

議案第10号につきまして、補足して説明申し上げます。

当広域連合の指定金融機関につきましては、現在沖縄銀行さんという形となっております。

この議案は、沖縄銀行に引き続き平成20年7月1日から22年9月30日まで指定金融機関として指定するというものでございます。

よろしくご審議賜りたいと思います。

○議長（又吉正信）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（又吉正信）

日程追加について、お諮りいたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長より提案されております追加日程第1、議案第11号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、日程に追加し、追加日程第1号として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって、日程追加は可決されました。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午後3時16分 休憩）

(午後 3 時19分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1、議案第11号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

ただいま議案第11号を追加日程として、議案上程をしていただきました。

この件に関しましても、議長はじめ議員皆様方に変なご迷惑をおかけいたしましたことを、まず説明の前に心からお詫び申し上げます。

内容的には、条例第 4 条中の特別会計を一般会計に改めるという内容でございますので、詳細につきましては、事務局長のほうから説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

補足して説明する前に、冒頭私のほうからもお詫び申し上げたいと思います。

先ほどの特別会計の、あるいは一般会計の修正と同じ趣旨でございます。すでに議決いただきました議案第 1 号の臨時特例基金につきまして、運用益の処理の部分、特別会計に編入するとございましたが、こちらのほうも一般会計に改めさせていただきたいということでございます。よろしくご審議賜りたいと思います。

○議長(又吉正信)

これより本案に対する質疑に入ります。

花城貞光議員。

○花城貞光議員

午前中からの当条例に関して、当局には早速ご検討くださり、そのスピーディな対応には頭が下がります。

ただ、きょうの議会で午前中議決したものを、今回さらに午後こうやって同じ議案をもう一度議案を出すというのは、これは議会の一事不再議の再議決ということに触れないかどうか、そのへんをどういうふうに解釈したのか、その件があります。

それともう 1 つは、当広域連合の基金は、19年度は一般会計であります。20年度からは当初から特別会計に繰り入れ、繰り出しというものができていますから、20年度からは特会になるわけですね。そういう意味で、この第 4 条の運用益を、特会から一般会計に切り替える必要があるのかどうか、そのへんはいかがでしょうか。

この部分はそのままでよかったかなというふうに思うのですが。というのは、本体は、もうきょうの議決で、本体そのものはもう特会に移ってしまったんですよ。議案はもう通りましたから特会なんですね。でも、運用益の利子の部分は、一般会計となっているわけですね。実際に一般会計にも基金運用収入の項目がありますし、特会にも基金運用収入、会計予算を見ましたら、両方に入っています。このへんは、会計法上問題がないと思うんですよ。これをお伺いさせてください。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後 3 時24分 休憩)

(午後 3 時 25 分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

午前中の審議が終わりました後、すぐにこういった事態になったということで、県庁と町村議会議長のほうに確認をいたしました。そのときに、こういった事態になって、すでに議決を経ているのですがどうしたらいいでしょうということを率直に申し上げましたところ、町村議会議長のほうで、基本的にはこういった場合は、再度修正ということでかけるのがよかろうと、またそれで差し支えないという回答でございましたので、再度お諮りさせていただいているということでございます。

2点目の、一般会計か特会かということでございますが、これは県のほうにも確認いたしました、やはり一般会計のほうから繰り入れているので、そのまま一般会計のほうに戻るのがいいだろうと。

それで翌年度以降、特会どうかという問題は確かにあるのですが、基本的には一般会計から入れたということで、その後も一般会計に基本的には属するという形でやっていきたい。そうしたときに、条文上基本的に変えなければならないのがこの1カ所であったということで、訂正をさせていただくというものでございます。県のほうも、一般会計に属するものとして処理するほうがいいのではないかとのご指示であったので、それに従ったということでございます。

○議長(又吉正信)

花城貞光議員。

○花城貞光議員

各市町村議会にも確認をされたということでありますが、間違いはないと思うんですが、ただ、本体はもう特会になっちゃったんですね。今日のこの議案の審議の中で。そうですね。本体は特会、けど今後発生してくる運用益は一般会計という、当然この運用益が出てきた時点で、さらに特会にまた繰り出しというような形になるかとは思いますが、こういう本体そのものが今日の審議を経て、特会に移っているわけですから、特会での運用益収入という形のほうが本来というか、面倒くさくない。もう特会に移っているんですから。2月の今回の定例会を通してですね。そういう手続きは終わっていると思ったのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後 3 時 28 分 休憩)

(午後 3 時 29 分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩します。

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

こちらのほうの不手際で混乱を招いて本当に申しわけございません。陳謝いたします。

また、ご質問の件についてでございますが、県のほうにも確認しましたところ、やはりこれは一般会計のほうから繰り入れたということで一般会計に属する基金だというふうに考えられるということでございます。

それで、その性格を明確にする意味においても、本年度一般会計から入れたので、そのまま一般会計に戻すという形で予算の修正をさせていただいているところでございます。

そういう意味では、同じようにこちらに戻すほうを一般会計に戻します以上、今後の運用益その他も基本的には一般会計とやり取りするというので我々考えておきまして、そうしたことから、今回提案させていただいているということでございます。

これにつきましては、基金の性格としても、もともと一般会計でつくったと、これを翌年どうやって引き継ぐのかという明文の規定がない以上は、一番確実できれいなやり方は、もうそのまま一般会計に残しておくということだと我々考えております。

そういったことから、一般会計の基金として予算も修正させていただきましたし、ここの運用益の部分も一般会計に属するというので、その性格を明確にしたいということでございます。繰り返しになりますが、審議にいろいろ混乱を招いたことは深く陳謝したいと思います。

(「ありがとうございました」

と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

日程第14、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は議事日程のとおりであります。

順次発言を許します。

富春治議員。ご登壇お願いします。

○富春治議員

皆さん、こんにちは。

本議会も長々となっておりますが、最後に、私22番富春治が、平成20年度の第1回後期高齢者医療制度の一般質問に立たせていただきます。

当局のご誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

いよいよ4月1日から、第2の国保といわれております後期高齢者医療制度が実施されるわけですが、財源構成は患者負担を除き、公費約5割、現役世代からの支援約4割のほか、高齢者から広く薄く保険料1割を徴収する。現役世代からの支援は、国保約4,200万人、被扶養者保険者約7,100万人の加入者数に応じた支援とする。このように、対象者75歳以上の後期高齢者約1,300万人、後期高齢者医療費約11兆4,000万円、それから給付費10兆3,000億円、患者負担が1兆1,000億円。このように、全国の予算で出発をするわけですが、そこで何点かお聞きいたします。

まず1点目に、この予算における国の財政支援策等についてということで、私は一般質問を出してありますが、ア. 本土と比較して沖縄県は応分の支援をされていると説明会でも勉強会でもこのように説明を受けてまいりました。本土の場合が8%、沖縄県が9.5%というふうなお答えを私どもは理解しております。

イ. 本土の保険料が大体平均3,100円ですか、保険料等として沖縄県に対する保険料等、本土に比較しての軽減幅の率がおよそどの程度の推定額で配慮されているのか、この点についてまずお聞かせいただきたい。

ウ. 沖縄県の平均保険料、本土の場合ですね、これを当初額に何を含めたとかいろいろプラスマイナスありますが、現行出発時点において県内の平均保険料の額、それから今回発足当時であります、県の手厚い支援策はそのまま続行されるのか。つまり恒久的にされるのか、あるいは例えば違うのですが、例えば合併特例債とかのような、ただ発足当時の支援なのか、このへんを少し具体的にお示しをしていただきたい。以上の点でございます。

多分財政調整交付金等だとかで、すべてされていると思うんですが、まず第3、1号保険者が非常に気にするところは、保険料でありますので、このへんをできる範囲で明確にお示しいただきたいと思います。

それから2点目に、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等についてでございますが、先ほど議案第10号で可決をされたわけでありまして、相手方は沖縄銀行さんと、しかも手数料は無料であると、この間の説明会でも私は説明を受けております。

何と、一般会計あるいは特別会計を含めて、1,135億円のお金の予算の流れを一金融機関と申しますか、これは国保で約2,000億3,000万円といわれています。これは私の資料調べであります、具体的な数字の誤りがありましたら訂正いたしますけれども、国保で大体2,000億3,000万円、私たち沖縄県後期高齢者医療広域連合の予算で、平成20年度特別会計・一般会計を含めて1,135億円余りの予算が、この一金融機関でもってこれから平成22年までですか使用すると。従来であれば、1年ごと、1年ごとというふうな改定あるいは選定に基づいて指定をするわけでありまして、この仕組みについてこれまでの経過についてお尋ねをさせていただきます。

それから3点目に、一般管理費、先ほどもありましたけれども、報酬、レセプト点検の嘱託員の採用方法、これはやはり資格者をもとにこれからなされるわけでありまして、この採用方法についてお聞かせください。

また、その他、ア. 構成行政団体よりの出向職員の任期と昇給等について、先ほど事務分掌表もこの議会が始まる前にお配りをして、表を見ておりますが、19年度が24人ですね。20年度が27人、そして当初計画が30人とありますが、この27人であと何年後の推定でこの職務を皆さん方は遂行されるのか、以上質問を申し上げまして、残りの時間は自席でさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

富議員からの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、国の財政支援等についてのご質問がございました。

具体的に、本土の場合は8%、沖縄は9.5%ということで、調整交付金の話であろうと思います。調整交付金につきましては、各都道府県いわゆる所得係数というものを利用いたしまして、所得の高いところはより少ない額が入る。そして所得の少ないところは多く入るという形になっております。

当県は、所得係数が0.7ということで、この調整交付金全国平均では8%でございますが、当県は約9.5%入るということになっております。この9.5%入るという形で私どものほうの予算では、保険料算

定の際には20年度、21年度の2年間で、202億円、約200億円入ってくるというふうに計算しております。これに対しまして、仮にということ、当県が平均的な所得であったと仮定した場合、この場合計算いたしますと、約172億円が入ってくるという形になります。そうしますと、当県の場合は所得係数が低くなっているということで、2年間で30億円余計に財政的には多く国費が入ってくるという形となっております。

それから2点目でございます。保険料の軽減率と、その推定額というふうになっております。

調整交付金がたくさん入ってくるということのほか、保険料7割軽減、5割軽減、2割軽減という制度がございます。この適用を受ける方が、大体11万人の被保険者のうち65%に当たります約7万人がこれを受けるとい形になります。

具体的には、7割軽減の方が約6万人、5割軽減の方が約4,000人、2割軽減の方が約7,000人ということでございます。

軽減の総額が約22億円というふうに計算してございます。

3点目、沖縄県の平均保険料と本土の比較ということでございます。

当県の試算では、今年できました被扶養者の軽減等の特例措置ですとか、あとは初年度は5割軽減するというその被扶養者の軽減措置を除いた形で、低所得者の軽減は含めておりますが、これで1人当たり約6万2,000円というふうに計算してございます。

これに対しまして、全国的には厚労省のほうの資料によりますと、約7万2,000円というふうになっております。全国平均が7万2,000円で、当県が約6万2,000円であるというふうに承知しております。

つづきまして、沖縄県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関についてということでございます。

こちらにつきましては、約2年間延長させていただいております。これは、昨年11月に各金融機関に説明いたしまして、今年の7月以降の金融機関をどうするかということで各銀行から見積もりを頂戴したところでございます。その中で沖縄銀行さんが、無料という値段を出したと、また昨年指定しましてからまだ1年経過していない、また特に初年度、まさにこれから始まるというところで、指定金融機関を変えるということは事務的にも混乱が大きいということなどから、2年延長させていただいたということでございます。

なんで2年かということでございますが、各市で輪番制を取っている、あるいは定期的に見直しているところが大体指定金融機関が2、3年で見直しております。そうしたことから、前回まだ1年経っていないということで、今回2年延長させていただいたということでございます。毎年毎年変えるということは、各市町村基本的にはやっていないというふうに承知しております。

それから3点目でございます。

一般管理費のいわゆるレセプトの点検員の採用方法についてということでございます。

レセプト点検員の採用につきましては、今回予算の議決もいただきましたので、なるべく早い段階で実施、採用にあたりたいというふうに思っております。具体的な採用につきましては、現在の予定では、面接試験と筆記試験と、あと事前に小論文を提出するというを予定しているところでございます。こうした形で採用を行っていきたいということです。

それから、構成団体から出向している出向職員の任期と昇格についてのご質問がございました。

これにつきましては、基本的には当初出向に当たりまして、協定書というものを各市町村と広域連合のほうで結んでおります。そこでは3年間という形にしております。その任期中の昇格についてでございますが、市町村にいた場合でもこちらにいた場合でも、同じように昇格するという形で昇格を行っているところでございます。

○議長(又吉正信)

お諮りいたします。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって会議時間を延長いたします。

富春治議員。

○富春治議員

ただいま事務局長のご説明でほぼ理解をしておりますが、2点目の金融指定についてでございますが、今この金融指定の問題等については、非常に社会的にも厳しい状況にある。従来、皆さん方は手数料は無料だと説明会でおっしゃっていますよね。ところが、各市町村が持っている一般会計とかあるいは特会あるいは基金、皆、金融機関は違うわけですよね。1つではないわけです。だから、沖銀さんから沖銀さんにくるには手数料はいいと思うんですけども、普通、市町村が負担金を出すとか、極端に申し上げるのは一千十何億という予算がもちろん沖銀さんにいっぺんに留まるわけではないですよね。例えば、財政資金が年に何回か分けてくるとか、あるいは支援金を分けてくるというふうにはあるんですが、しかしそこには今社会的には、ペイオフで補償は約1,000万円までですよね。ところが、今社会で起きているサブプライム問題、日本の銀行の水準でみますと、もうすでに9,000億円とか1兆円の赤字損失を出しているという非常に金融機関も厳しい状況に迫られているという中で、私は素人ではありますが、単純に考えて年間1,000億余りを扱う金融機関を1つにして本当に問題はないのか。あるいは各市町村の基金の運用の面だとか、あるいは歳入歳出、あるいは負担金の繰入とか、すべて細かい作業が生じてきますけれども、このへんの作業についてはどのような段取りで皆さん方やっていかれるのか。あるいは、入札をしてというふうにあったのですが、例えば時間外の問題だとか時間内の問題とか条件がいろいろありますよね。このへんについて、説明できる範囲でご教示をよろしくお願ひしたい。

○議長(又吉正信)

事務局長。

○事務局長(榊原毅)

お答えいたします。

基本的には、いくつかご指摘がございましたが、確かに1行のところでいいのかどうかというご懸念は十分に受け止めさせていただきたいと思ひます。

ただ、介護保険の広域連合ですとか、あるいは各市でも基本的には1行のところが多かったということで、我々も1行にしています。

確かに年間を通じると出入りがございますが、基本的にはまさに入ってきすぐに出るという性格でございますので、歩留まりという意味ではあまり高くないというのが率直なところでございます。

それで、我々のほうでお願いしたのは、1つは、それぞれ自行以外のところも含めて、例えば高額療養費の支払いとか、こういうのが生ずるので、他行分も含めていくらでやっていただけますかと。その中で無料という回答があったということでございます。仮に料金が発生しますと、これは市町村のほうの負担金という形になってしまいますので、我々としましては沖銀さんのネットワークですとか、あとはやはり県内では最も大きい銀行の1つでございますので、そういった信頼性といったことから、沖銀さんをお願いしたという次第でございます。それで、時間外とかこういったものについては、基本的には想定していないということでございます。時間内で他行分も含めて県内の被保険者にいろいろ振込み等をやっただけということ、十分安定性という意味でも大丈夫だろうということで、我々としてはこう考えたという次第でございます。

○議長(又吉正信)

富春治議員。

○富春治議員

もう時間がありませんので、以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

登壇をお願いします。

○宮城寛諄議員

こんにちは。後しばらくの間お付き合いのほどをよろしくお願いします。

通告書に従いまして、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、資格証の発行についてであります。現在、禁止されております75歳以上の高齢者からの保険証の取り上げ、資格証の発行は、人道的立場から行われておりません。後期高齢者医療制度においては、一律的な発行は行わないというふうなことを言っているとはいえ、保険証の取り上げ、資格証の発行が可能になっております。

高齢者が安心して、将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるようにするという、こういう立場に立つのであれば、これまで同様に保険証の取り上げはやめるべきだと思いますが、どうなのかお伺いいたします。

2点目に、後期高齢者医療制度の4月実施の中止、抜本的見直しについてであります。

この制度の4月実施を中止し、抜本的な見直しを求める意見書が多くの市町村から上がってきております。このことをどういうふうに受け止めるのかお伺いしたいと思います。

採択が17議会、継続が9、資料配付が13、審議未了が1、3月議会で1、というふうになっています。採択を見ますと、県内では約41.46%になります。全国でも意見書、請願を採択した議会が503に上がってきております。これは1月31日(現在)ですね。昨年11月22日時点では、意見書を可決した地方議会は239でした。同月30日には、自民党・公明党の与党が負担増を一部先送りしております。政府与党でも凍結を打ち出さざるを得ない、そういう状況だと思うわけですが、その後も意見書を可決した地方議会は、その後も急増しております。とりつくろいでは、国民の不安や怒りは収まらないということを示しているのではないのでしょうか。

それから、当議会においても私は十分に審議をされているというふうなことに対しては疑問を持つものです。

先だって1月30日、議会説明会があったんですけども、議案の説明の後、そのことについての質疑が許されませんでした。このことを見ても、十分な審議時間が保障されているとは私は思いません。保障されていないと言わざるを得ません。

4月実施を中止して抜本的見直しを行い、そしてまた議会でも十分な時間をとり、審議することが必要ではないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

2点、ご質問ございました点について、答弁申し上げたいと思います。

まず、資格証の発行について、これは宮城議員からもこれまでの議会で再三再四にわたりまして指摘をいただいている問題でございます。これにつきましては、私どもといたしましては、とにかく一律の発行は行わないということをこれまで述べてきておりでございます。我々としましては、あくまでも保険料を納めていただくということが目的でありまして、資格証を出すこと自体が目的ではないと

いうこととございます。

ただ、これまで確かに今までの老人医療制度では、資格証は制度的になかったと。これはおそらく給付費が公費と拠出金よりなるということが理由であったというふうに思います。これに対して、これからは制度的にそういうものを出すということになったと。これは給付費が拠出金と公費に加えて、保険料も入ったということが影響しているんだろうというふうに思っております。そういう意味で、特に悪質な滞納者の方、資産がありながらお納めいただけないという場合も含めて一切出さないということは、我々としてはそういうふうには申し上げられないということとございます。

2点目の、4月からの実施を中止すべきだという意見書がいろいろ上がっているということとございます。

これにつきましては、当議会に対しましても、こうした要請書が出されておりますので、私たちとしても重々承知しているところでございます。

特に、新しい制度でございますので、ご不安な気持ちがあるというのは十分理解できるところでございます。そういったことから、我々としましても、この新しい制度について、十分その必要性など、住民説明会ほかの形でご説明して理解を得ていきたいというふうに考えてございます。

ただ、これを直ちに中止する等のご指摘につきましては、これは国の法律に基づいて実施するものでございますし、我々としましても、将来的にこの公的保険を守っていくというためには必要な改正であるというふうに思っております。そうしたことから、十分な理解を得て4月からこの制度を実施していきたいというふうに考えております。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

一律的な発行を行わないと言いつつも、悪質な方というふうにおっしゃっていますけれども、確かに悪質な方に対しては資格証を発行するというのも必要かと思えますけれども、しかしながら75歳以上で、例えば年金天引きじゃないわけですよ。それ以下の所得、年金しかもらってない方でも少ない額でもらっている方、そういう人たちが可能性としては滞納する可能性があるわけですね。そういう状況の中で、悪質な滞納が考えられますか。

多くの所得があって、十分に払えるのに払ってないというんだったらそれは悪質だということがあるかもしれませんが、例えば低所得で払いきれないという状況の中で、本当に悪質といえるのかどうか。その点が私は大変疑問になるわけですが、本当に資格証が必要なのかという疑問を持つものです。

それともう1つは、今国保のほうで資格証を発行している各市町村でまちまちなんですけれども、制度がある、ない、いろいろあって、資格証を発行するところ、そうでないところもたくさんあるんです。18年6月1日現在でも、例えば被保険者の資格証を発行しているのが、那覇市で6件とか、うるま市で98件ですか、そういうところもありまして、ずっとゼロのところもあるんですよ。糸満市で125件、私の住んでいる南風原町で40件とか、これはてんでばらばらなんです。それから、その制度がないところもあるわけですよ。そういうふうに国保の場合では、いろんな指導をして資格証を発行するのではなくて、分割したり分納をしたりして指導しながら、なるべく資格証を発行しないというふうなことを国保では行っているんです。もちろん75歳以上は資格証ということはありませんけれども、そういうふうな状況があるわけですよ。そういうことから鑑みて、広域連合のほうでは、こういう資格証を発行できる75歳以上の方にも発行するような形になってくるわけですが、そういう75歳以上の方は病気になりやすいということが多くあります。そういう状況で皆さん方が、保険手帳がなくて病院に行くことができない。行ったとしても10割負担。保険料も払えない人が10割払えるわけがないんですけれども。そういう状況が生まれるわけですよ。ですから、そういうことから考えたら、これまで同様に資格証の発行

をやめるということが、広域連合独自の裁量で、そういうことをやることができないのでしょうか。もしくは、各市町村で今まで国保がやっているような感じで、その市町村の裁量といいますか、相談なりそういうことでなるべく発行しないというふうなことができるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから2点目のことなんですけども、国の法律だからということですけども、国の法律であってもいろいろ問題があったりすれば、皆さん方のほうで、広域連合のほうで、少し待ってくれということではあるはずなんです。国の法律だから何でもかんでもということであれば、これ自体いらんないんじゃないですか。国が決めたことを全部やるのであれば、地方のほうで審議も何もいらんないと思いますよ。国で決まったことは全部オーケーでしたら。それは、各地方のほうで事務局長は住民説明会も十分やるとおっしゃっていますけれども、例えば、今そのことについての報告、我々の住民説明会、大体そこでは特定健診の話しかやらないんですよ、各市町村にはペナルティーがあるものですから。この後期高齢の話がなかなか出てこない。十分に説明されているとは思いませんけれども、例えば広域連合のほうでは、この住民説明会をどれぐらいやっているというふうに把握していますか。沖縄県の各市町村でこれまでも十分やっているのかどうか。もう2月途中、3月、ひと月ちょっとでスタートするということですよ。その中で、不安を持っている方々がたくさんおられるんです。もちろん将来的には必要だからということであるかもしれませんが、私はこの4月の実施を中止してほしい。そして抜本的に改革をして、見直して、少しでも遅らせてからスタートしても構わないんじゃないんですか。そのことを今質問しているんです。その点をお伺いします。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長。

○事務局長(榊原毅)

ご指摘の点についていくつかございましたので、順次お答え申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、特別徴収をとらない方で、みんな低所得ではないかという点、指摘がございましたが、基本的には低所得者の場合もございしますが、保険料が年金額の2分の1を超える場合もあります。

すなわち年金だけでは2分の1を超えるということは到底ないわけですが、その他の収入がたくさんあるという場合にはこれも普通徴収になります。そういった場合に普通徴収になることもあるというふうに申し上げたいというふうに思います。

それから2点目の、そういう意味で実際、納付相談とか、そういったことで市町村のほうで対応されていると、こういったことは行われるのかという質問がございました。これにつきましては、この後期高齢者の保険料についてもまさに同じようにやっていきたいというふうに考えております。基本的には納付相談をやりまして、分割納付とかそういった形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、その後のものについて、広報がまだまだ全然周知されていないのではないかと、あとは国がやったから、法律で決めたらただやればよいというものではないだろうというご指摘がございました。先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたが、我々といたしましても、これからの皆保険制度を守っていくという意味で、この制度は大切なものである、あるいは必要なものであるというふうに考えているところでございます。そうしたことから、ぜひこれを実施させていただきたいと。広報については、様々なやり方をやっております。我々も各地区ごとに市町村の担当者の方と意見交換しております。その中で住民説明会等で非常に厳しい意見があったという話はよく聞いているところでございます。

また、それ以外にも、お一人お一人に基本的にはパンフレットを配布するとか、様々な形で今PR活動等を行っております。そうしたことによって、まだ1カ月半ございますので、4月までになるべく皆

さんの理解を得るような形で広報をやっていきたいというふうに考えております。

○議長(又吉正信)

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄議員

私は先ほどから言っているように、それだけ払える所得があって、払っていないという悪質であればそれはしょうがないでしょう、資格証の話も。それは、わかります。しかし、私が言っているのは、払えないという状況の中で、資格証の発行が行われる。これまで国保のほうでは、75歳以上については払えないという状況の中であっても、資格証の発行は行われていないわけですよ。

ですから、そういう方に対して、この一律的な発行は行わないと言いつつも、今度から保険証を取り上げて資格証の発行ということが起こるわけですから、そういうことはやめてほしいということをやっているわけです。ですから、それも広域連合の裁量か、もしくは地域の裁量でできるのか、そのへんは相談しながら分納もできるよということをおっしゃっていますけれども、本当にそのへん払えない状況になったときに、事務局長、悪質な話は置いておいてくださいよ。ほかに収入があるとか言っていましたので。そうではなくて本当に払えない、生活が大変だという状況の中で、そういう人たちから保険証の取り上げを行わないということを言明できますか。

そのことともう1つは、ひと月もあるから説明していくと言っていたんですけども、本当に今、各県内で住民説明会、後期高齢者医療制度について十分にやられていると、あとひと月間で十分できると言明できますか。私は、4月の実施をぜひ中止をして、抜本的改正を行っていくのがベターだというふうに思います。どうでしょうか。

○議長(又吉正信)

事務局長。

○事務局長(榊原毅)

再度のご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

基本的には今も資格証の発行というのは、特に悪質な方を中心にやっているということであろうというふうに思っております。

後期高齢者の場合も、基本的には分納等で対応していくということは言明できると思います。基本的には、どうしても払えないという方たちに無理矢理払わせるためにこの資格証を出すということではなくて、基本的には納付相談という形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから2つ目、広報が十分かと。何が十分かというのはなかなか難しいところだと思いますが、我々としては、認知はどんどん上がってきているというふうに思います。いろんなところからの問い合わせとも多くなっておりますし、我々としても少しずつ、ようやく認知されてきたのかなというふうに思っているところでございます。どのレベルに達したら十分かということは、なかなか一概には申し上げられないと思うんですが、まだ1カ月半ございますので、その中で引き続き一生懸命広報をやっていきたいということをお約束したいというふうに思います。

○宮城寛諄議員

終わります。

○議長(又吉正信)

休憩します。

(午後4時8分 休憩)

(午後4時8分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元に配付してあります議員名簿のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第119条の規定により、派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付いたしました議員名簿のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じた場合は議長に一任を願います。

○議長(又吉正信)

日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出たとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において、議事等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで、平成20年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後4時10分 閉会)

~~~~~  
上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成20年(2008年)2月13日

議 長 又 吉 正 信

署名議員 湧 川 朝 涉

署名議員 豊見城 玄 淳